

所得税などの確定申告 2/18(月)～

市・県民税の申告も同時実施

平成30年分の所得税の確定申告、市・県民税の申告の受け付けが始まります。確定申告の初日や、午前中の早い時間は申告会場が大変混み合います。できるだけ混雑を避けてご来場ください。

税務課市民税係
☎995-1810
沼津税務署
☎922-1560

確定申告受付日時・会場

とき	ところ
2月18日(月)～3月15日(金) 9時～17時(受付▶16時まで) ※土・日曜日は除く	キラメッセぬまづ 2階市民ギャラリー (プラサヴェルデ内)
2月18日(月)～3月15日(金) 9時～11時・13時～16時 ※土・日曜日は除く	市役所 4階 401会議室
2月27日(水) 9時～11時・13時～14時	須山コミセン 2階 大会議室

※市役所会場では、番号札を8時30分から配布します。混雑時は、午前中にお越しの方も午後の受け付けとなる場合がありますのでご了承ください。

※市役所会場では、申告書が作成済みで提出のみの方の書類をお預かりします。受け付けする際に職員が申告書の記載漏れがないか確認することがあります。

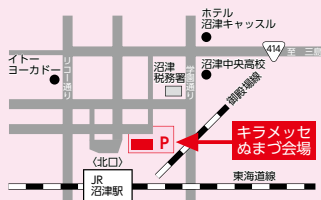
※キラメッセぬまづ会場は、混雑の状況では、早めに案内を終了する場合があります。

※期間中、沼津税務署では申告書の作成指導は行いません。

◆◆次の方は、キラメッセぬまづへ◆◆

- 平成30年中に入居を開始した住宅の住宅借入金等特別控除を申告する方
- 住宅ローンなどを利用していない住宅の新築、改修に係る税額控除を申告する方
- 営業所得・農業所得・譲渡所得のある方、分離課税の申告をする方
- 平成29年分以前の申告をする方
- 消費税・贈与税の申告をする方
- 申告書の控えに税務署の収受印が必要な方

※その他、市役所職員では判断できない場合や、申告書の作成に長時間を要する場合は、キラメッセぬまづ会場にご案内します。



確定申告が必要な方

◆事業・不動産・譲渡所得などがある方

事業をしている方や不動産収入のある方、土地や建物を売った方などで、申告が必要な全ての所得と控除から計算して納税が必要な方

◆給与所得がある方で、次の①～③のいずれかに該当する方など

- ①給与の年間収入が2,000万円を超える方
- ②年末調整された給与所得と退職所得を除いた所得の合計が20万円を超える方
- ③ふるさと納税ワンストップ特例で5カ所を超える自治体にした申請した方

他●その他、所得や控除の状況によっては確定申告が必要になる場合があります。

●公的年金などの年間収入が400万円以下で、それ以外の所得金額が20万円以下の場合には、確定申告は必要ありませんが、市・県民税の申告が必要です。

●医療費控除の追加などで所得税が還付になる場合は申告書を提出することができます。

市・県民税の申告が必要な方

平成31年1月1日(賦課期日)に市に住民登録があり、次の①～④のいずれかに該当する方

- ①給与所得以外の所得や、公的年金など以外に平成30年中の課税所得がある方
- ②平成30年中に所得がなかった方(他の方の配偶者・扶養控除の対象になっていない方)
- ③被扶養者などで、課税(所得)証明書が必要な方
- ④確定申告の必要がない年金所得者で、医療費など追加の控除を申告したい方

※所得税の確定申告をする方や給与所得のみで年末調整の済んでいる方は、市・県民税の申告は必要ありません。

※前年に市・県民税の申告をした方には、1月下旬に市・県民税申告書をお送りします。

申告に必要なもの

- ☐平成30年分の給与・年金の源泉徴収票（原本）全て
- ☐収入や必要経費を集計した書類（収支内訳書など）
- ☐生命保険料・地震保険料などの控除証明書
- ☐国民健康保険税などの納付済額のお知らせや社会保険料の年間支払額が分かるもの
- ☐国民年金や国民年金基金の社会保険料控除証明書
- ☐障害者控除を受ける方は、身体障害者手帳や療育手帳など障がいの程度が確認できるもの
- ☐医療費控除の明細書 ※平成31年分の申告までは領収書、高額療養費や保険給付金など補てんされた金額が分かるものでも可（事前に集計が必要）
- ☐はんこ（認め印）
- ☐金融機関などの口座番号が分かるもの ※新たに口座振替で所得税の納付をする方は銀行印も必要
- ☐マイナンバーカード ※持っていない方は、通知カードやマイナンバーの記載のある住民票の写しなど番号確認ができる書類と、運転免許証や公的医療保険の被保険者証、パスポートなど身元確認ができるもの（顔写真のないものは2種類以上必要）
- ☐地方公共団体や日本赤十字社などに寄付をした領収書（ふるさと納税ワンストップ特例を申請した方でも確定申告をする場合は、領収書が必要です）

- 税務署から確定申告用紙や確定申告のお知らせはがきを送られてきた方、市役所から市・県民税の申告書を送られてきた方は、それらの書類をお持ちください。
- 平成29年分の確定申告書や収支内訳書などの控えがある方は、控えを持ってくると手続きがスムーズにできます。

障害者控除を受けるための証明を発行します

介護保険法の介護認定を受けている方やその方を扶養している方が障害者控除を申告する場合は、障害者控除対象者認定証が必要です。介護保険課または障がい福祉課へご相談ください。

☎介護保険課 995-1821
障がい福祉課 995-1820

いつでもどこでもインターネットで申告！

スマートフォンやパソコンで国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーから、医療費控除やふるさと納税による寄附金控除の還付申告などの確定申告書が作成できます。

◆「e-Tax」ID・パスワードで簡単に申告

確定申告書等作成コーナーで作成した申告書は、事前に税務署でID・パスワードを取得すると、同ホームページ内のe-Taxで送信（提出）できます。e-Taxで送信する場合は、源泉徴収票などの添付書類は提出不要です。それらの書類は自宅で5年間保管してください。e-Taxで送信（提出）しない方は、申告書を印刷し、郵送または直接税務署に提出してください。

※ID・パスワードの取得には運転免許証などの身分証明書が必要です。

※これまでe-Taxでの送信にはICカードリーダライタが必要でしたが、e-TaxのID・パスワードで送信する場合は不要になりました。

🌐<http://www.nta.go.jp/>

申告書などにはマイナンバーの記載が必要

所得税と復興特別所得税の確定申告書、消費税と地方消費税の確定申告書には、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

配偶者控除・配偶者特別控除が変わります

税制改正で、配偶者控除・配偶者特別控除の対象が変わりました。配偶者控除・配偶者特別控除を受ける納税者本人の合計所得金額が900万円を超える場合や、配偶者の合計所得金額が38万円を超え123万円以下の場合、前年と変わる場合があります。

税理士による無料税務相談

🕒 2月18日(月)～27日(水) 9時30分～12時、13時～16時 ※土・日曜日は除く

📍市役所 4階401会議室

👤●混雑の状況によっては、早めに受け付けを終了する場合があります。

●譲渡・山林所得、贈与税、相続税の相談は受け付けていません。